

境港市測量等業務技術提案型総合評価入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港市が発注する測量等業務の落札者を技術提案型総合評価入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札に準じて、入札参加者が業務遂行に当たり特に配慮すべき事項について提案を行い、その提案の評価基準を明確にする等した境港市独自の入札をいう。以下同じ。）により決定する場合について、当該入札に係る公告（以下「公告」という。）で規定するもののほか、その試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、境港市契約規則（平成22年境港市規則第25号）及び境港市測量等業務低入札価格調査制度試行要領（令和2年3月1日施行）で使用する用語の例による。

(対象業務の選定)

第3条 技術提案型総合評価入札の対象とできる測量等業務は、難易度の高い業務であり、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の中から、建設業者指名審査委員会（境港市建設工事指名業者選定要綱（平成15年5月7日施行）第5条第1項に規定する建設業者指名審査委員会をいう。以下同じ。）において、技術提案型総合評価入札によることが適当と認めた測量等業務について対象とすることができる。

(学識経験者からの意見聴取)

第4条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定により技術提案型総合評価入札の落札者決定基準を定めようとするときは、同条第4項の規定により、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

(入札参加条件)

第5条 市長は、技術提案型総合評価入札により測量等業務の落札者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

(1) 低価格入札者の条件

境港市測量等業務低入札価格調査制度試行要領に定める低価格入札者は、当該測量等業務の落札者としがない場合があること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる入札参加条件を設定することができるものとする。この場合において、その他の入札参加条件を設けようとするときは、いたずらに厳しい入札参加条件を設けることにより入札参加者を過度に限定することのないようにしなければならない。

(1) 建設コンサルタントの登録等

(2) 技術者の保有等の要件

(3) 同種業務の実績

(4) 配置技術者等要件

(5) その他の入札参加条件

- 3 市長は、前2項の規定に基づき、当該技術提案型総合評価入札における入札参加条件を設けようとするときは、入札参加条件の案を作成し、あらかじめ建設業者指名審査委員会に付議して、その承認を得るものとする。

(技術提案に関する事項)

第6条 市長は、技術提案型総合評価入札により測量等業務の落札者を決定しようとするときは、業務内容、地域特性等を考慮し、入札参加者が技術提案を行うためのテーマ（以下「評価テーマ」という。）を2つ設けるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する評価テーマを決定しようとするときは、建設業者指名審査委員会に付議して、決定するものとする。

(落札者決定基準)

第7条 技術提案型総合評価入札においては、当該技術提案型総合評価入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、その点数が最高の者を落札者とする。

(1) 評価項目

ア 入札書に記載された入札価格

イ 技術提案（別紙に掲げる評価テーマによる）、配置技術者実績点

(2) 評価方法

次の算式により算定した評価点数による。（小数点以下2位未満の端数は切り捨てる。）

入札価格点数（注1）×0.7＋技術点数（注2）×0.3

（注1）入札価格点数は、100を上限として境港市建設工事低入札価格調査制度試行要領第4条に規定する調査基準価格をその入札参加者が提示した入札額で除して得た数に100を乗じた数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（注2）技術点数は、次条第5項の規定に基づき作成した技術提案審査結果一覧表の技術提案平均点と配置技術者実績点の合計とする。

(技術提案の審査)

第8条 市長は、技術提案資料（様式第1号）の審査を適正に行うため、技術審査会を設置するものとする。

- 2 技術審査会の会長は副市長をもって充てるものとする。また、委員は課長級以上の職員の中から会長が指名した職員3名以上とする。

- 3 入札執行者は、開札後、直ちにすべての入札参加者について、当該入札参加者の条件（以下「資格条件」という。）を具備しているか否か等の審査を行うものとする。

- 4 技術審査会の委員（以下「委員」という。）は、前項の審査後、資格条件を具備している者の技術提案資料を審査し、技術提案審査表（様式第2号）を作成し、入札執行者に引き渡すものとする。

- 5 入札執行者は、前項の技術提案審査表を別紙に定める採点基準により採点し、各委員の技術点数及びその平均を記載した審査結果一覧表（様式第3号）を作成する

ものとする。

- 6 技術審査会は、前項に規定する技術点数の決定に当たり、必要に応じて第三者から意見を聴くことができるものとする。

（応募書類の提出）

- 第9条 技術提案型総合評価入札に参加しようとする者は、公告で定める応募書類を公告で定める期日までに提出するものとする。

（失格基準）

- 第10条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者を失格とする。

- （1）予定価格を超えた価格で入札したとき。
- （2）境港市測量等業務低入札価格調査制度試行要領第5条の規定により算出された失格基準価格に満たない価格で入札したとき。
- （3）前条に規定している応募書類等が所定の手続により提出されなかったとき。

（開札及び落札）

- 第11条 入札執行者は、入札書に記載された入札価格について入札価格一覧を作成し、入札参加者に確認を求めた後に、技術提案資料の審査を行うため、落札決定の保留を宣言して開札を終了する。

- 2 入札執行者は、提出された技術提案資料の審査を技術審査会に依頼する。

- 3 入札執行者は、入札書と第8条第5項に規定する審査結果一覧表に基づき、それらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した測量等業務技術提案型総合評価競争入札結果一覧（様式第4号）を作成し、入札参加者に通知するものとする。

（入札結果に係る異議申出）

- 第12条 入札参加者は、入札結果（評価点数）に疑義があるときは、原則として測量等業務技術提案型総合評価競争入札結果一覧による通知日の翌日（日曜日、土曜日又は休日を除く。）の午後4時までに市長に対して書面により当該入札結果に対する説明の要求（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- 2 入札執行者は、異議申出があったときは、速やかに回答するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、建設業者指名審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

（落札者の決定）

- 第13条 入札執行者は、前条第1項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき又は異議申出の内容に理由がないと認められるときは、落札者の決定を行うものとする。

- 2 入札執行者は、異議申出の内容に落札者の決定を否とする理由があると認めたときは、建設業者指名審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

（入札結果の公表）

- 第14条 入札執行者は、落札者の決定後、速やかにその結果について入札参加者に通知するとともに公表するものとする。

（受注者の履行義務）

- 第15条 受注者は、技術提案書の内容について、業務計画書（設計業務共通仕様書第

1111条で規定する業務計画書をいう。)に反映させるものとする。

- 2 受注者が提出した技術提案書の内容については、調査職員（設計業務共通仕様書第1105条で規定する者をいう。以下同じ。）からの指示がない限り履行すること。

ただし、条件変更等受注者の責によらない理由により履行できない場合において、調査職員の承諾を得たときはこの限りではない。

- 3 受注者は業務完了時において、技術提案書の内容の履行が確認できる資料を調査職員に提出すること。

（その他）

第16条 この要領に定めのない事項については、境港市契約規則及び境港市測量等業務低入札価格調査制度試行要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行し、同日以後に起工の決定がなされる対象業務から適用する。

別紙

◆技術提案の評価テーマ

- ①
- ②

◆技術提案の評価項目

評価項目		判断基準	採点基準				
全 体	評価テーマ間の整合性	・評価テーマ間の整合性が高い	整合性が高い	整合性は高くない	矛盾がある		
			10点	5点	0点		
評価テーマ①	的確性	・着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
			15点	10点	7点	3点	0点
	実現性	・提案内容に説得力があり、実現性の観点からも適切	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
			15点	10点	7点	3点	0点
評価テーマ②	的確性	・着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
			15点	10点	7点	3点	0点
	実現性	・提案内容に説得力があり、実現性の観点からも適切	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
			15点	10点	7点	3点	0点

◆配置技術者実績点

管理技術者として従事した同種業務及び類似業務の実績に基づき評価を行う。
 評価の対象とする業務実績は2件までとし、実績点は次に掲げる点数とする。

- (1) 同種業務実績 15点/件
- (2) 類似業務実績 10点/件

様式第 1 号（第 8 条関係）

技術提案資料

業 務 名	
評価テーマ	

注 1）評価テーマ欄は、公告のテーマを記入すること。

注 2）技術提案は、評価テーマ 1 項目につき、当様式（A 4 版） 1 枚以内（図表等を含む。）にまとめ、文字サイズは 10 ポイント以上で記入すること。

技術提案審査表

業務名	
履行場所	
審査者職氏名	

整理番号	評価テーマ間の整合性	評価テーマ①		評価テーマ②		合計	適用
		的確性	実現性	的確性	実現性		

注 1) 各評価項目に採点基準に基づき点数を記入すること。

技術提案書審査結果一覽表

業務名	
履行場所	

[illegible]

様式第 4 号（第11条関係）

測量等業務技術提案型総合評価競争入札結果一覧

業 務 名	
履 行 場 所	
予定価格（税抜）	
調査基準価格（税抜）（x min）	
失格基準価格（税抜）	
開 札 日	

業者名	入札価格 (x)	入札価格点数 $A=100 \times (x \text{ min}) \div (x)$	技術点 B	評価点数 $0.7 \times A + 0.3 \times B$	順位	落札 予定者	適用

注 1）入札価格は、税抜の価格である。
注 2）「適用」欄には、失格、辞退又は無効の別を記入すること。